

在老の支給停止調整額、熱中症対策ほか

1. 在職老齢年金の支給停止調整額

令和7年4月より、厚生年金保険に加入している場合の年金との支給停止調整額が、50万円から51万円に引き上げられました。

2. 賃金デジタル払いの業者が4社に

デジタル払いが認められる、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者数が4社になりました(令和7年4月4日現在)。

3. 令和7年6月からの熱中症対策義務

職場における熱中症による死亡災害は、ほとんどが初期症状の放置や対応の遅れが原因と分析されています。改正労働安全衛生規則により、事業者には、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、以下の内容をあらかじめ作業従事者に周知することが求められます。

- ① 作業者の熱中症の自覚症状、あるいは他の者から見て熱中症の疑いがあるときに報告する体制(連絡先や担当者)
- ② 作業場ごとに悪化防止のため必要な措置

(作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他)の内容や手順

対策を怠った場合には、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科される可能性があります。

4. 教育訓練給付で求められる事業主の証明

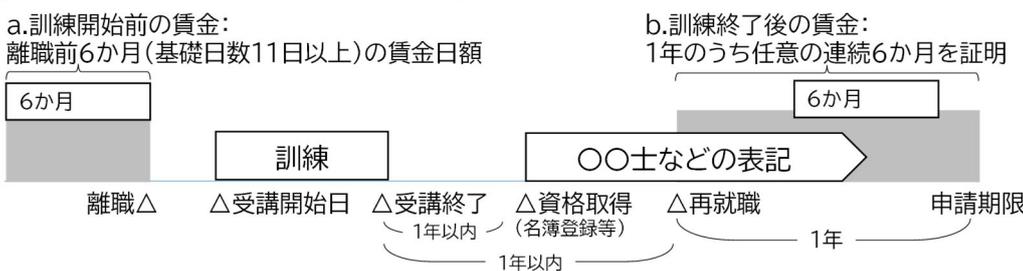
教育訓練給付制度の1つである専門実践教育訓練では、令和6年10月以降に受講を開始した訓練において、受講する前後で賃金が5%以上上昇した場合に追加の給付がなされるよう改正されており、従来は事業主が関知しなかった給付金の申請において事業主の証明が必要となることがあります。

下図のように、受講開始日時点で離職している場合と在職中の場合で、証明すべき期間や申請期限が異なるのですが、ほとんどの場合、事業主は労働者が講座を受けていることすら知りません。

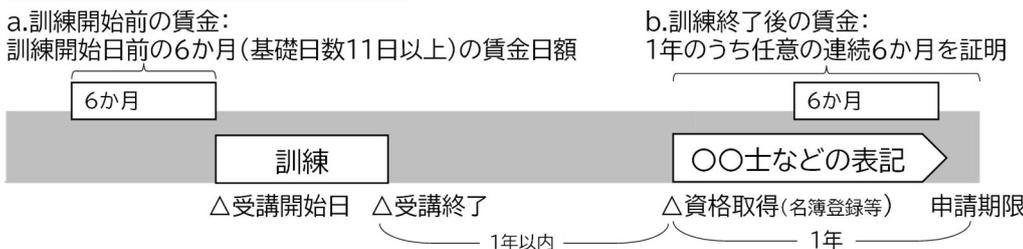
証明には申請者が、訓練終了後に賃金(と基礎日数)の証明を希望する期間(6か月)を明示して事業主に依頼することとなっていますので、それを受け、事業主は、該当する期間の賃金等を申請書に記載し、証明する賃金台帳及び出勤簿を添付して申請者に返します。

専門実践教育訓練給付金 賃金上昇の証明パターン

①受講開始日時点で離職している場合



②受講開始日時点で在職中の場合



この証明は、在籍する被保険者だけではなく退職者からも求められることがあるので注意が必要です。

証明には手間がかかりますが、雇用保険法76条により、被保険者(離職者を含む)が必要な証明書の交付を請求した場合には、事業主は証明しなければなりません。違反に関しては罰則もありますので、証明にご対応ください。